

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人福岡学園
② 設置大学名称	福岡歯科大学
③ 担当部署	企画課
④ 問合せ先	0 9 2 - 8 0 1 - 0 4 2 0
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 1 6 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 2 2 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://d.fdcnet.ac.jp/info/release/governancecode
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	学生便覧やホームページ等に明示している。 https://d.fdcnet.ac.jp/info/spirit/
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	３ポリシーに基づいた学校運営を行っている。 https://d.fdcnet.ac.jp/info/spirit/admission_p https://d.fdcnet.ac.jp/info/spirit/curriculum_p https://d.fdcnet.ac.jp/info/spirit/diploma_p
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、大学の目的使命を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督している。 また、学長を補佐する体制の確保のため、役職教職員制度を設けている。 教授会は、大学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び大学長の求めに応じ、意見を述べることができることと学則に定めており、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されないこととしている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学の質向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	毎年 FD 研修及び SD 研修を計画し、実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	経営企画委員会で基本方針を定めるとともに、部会を設置し、具体的な中期構想を検討の上、委員会で案を策定している。その素案を教職員に提示し、意見聴取を行い反映させている。最終案については、理事会で

	決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度中期構想に対する事業計画を策定し、達成目標を掲げ、事業実施結果を取り纏めて進捗管理をしている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	歯科医師会から意見を求め、教育に反映させるなど、社会の要請に応える教養と良識を備えた歯科医師を育成するとともに、学内外を問わず、歯科医師、歯科衛生士に対して最新の歯科技術・情報を教授するために年に数回の生涯研修プログラムを実施している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域での出前講座や公開講座による最新の知見や技術の還元、各種歯科無料相談会への参加等により社会貢献・地域連携を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様性への対応として、男女問わず、有能な教職員を配置している。学生の入試に関しては、性別不問のほか、病気・負傷や障害等のために受験上の配慮を希望する受験生等に対応している。また、「福岡歯科大学障害学生支援規則」に基づき、合理的配慮提供に対応する体制を整備・強化している。 新キャンパスにおいては、多目的に利用可能なトイレや更衣室を設置するなど多様性へ配慮した環境づくりを行った。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	本法人の理事長は女性であり、その他の理事 10 名のうち、2 名は女性である。評議員は 12 名のうち、4 名が女性である。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事 11 名のうち、各施設・部門の責任者を配置したほか、外部理事については、2 名以上の配置で良いところを 7 名配置し、他大学経験者、行政・団体経験者、卒業生と幅広い経験者を登用するなど、寄附行為に基づ

	き、理事選任機関（理事会・評議員会）により理事を選任している。また、寄附行為において、理事長はこの法人を代表し、その業務を総理するとしており、理事総数の過半数の決議により選任している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為の定めにより、「理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」「理事の職務は理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。」ことと規定している。また、評議員会には陪席者として理事長、学内理事が参加し、必要があれば各事案の説明を行い、協働と相互牽制を行っている。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	常任役員会の議題で必要な情報は理事会で報告事項として情報提供をしているほか、法制度が変更になったときには、理事会でその概要について説明を行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為に基づき、監事及び会計監査人は評議員会で選任する。その際、理事は監事の選任に関する議案を評議員に提出する場合、監事の過半数の同意を得る必要がある。また、会計監査人の選任に関する議案の内容は監事の過半数の合意で決定する。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、内部監査室は年度ごとの監査計画を作成し、年2回、監事、会計監査人、内部監査室による三様監査ミーティングの機会を設けて連携を図っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事は、常任役員会に陪席するため、監事に対して情報を提供するとともに、毎年開催される監事研修会に必要な応じて出席している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、理事会及び評議員会により選任している。また、教職員、卒業生、学識経験者（教職員、大学経験者、職能団体の長）を幅広く選任するという考え方を明確にし、寄附行為に基づいて選任することにより透明性を確保している。

実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の運営については寄附行為で明確にするとともに、議事録を教職員掲示板で公表している。また、評議員会に理事長及び学内理事が陪席し、必要があれば各事案の説明を行うこととしている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	理事会の決定事項のうち必要な事項は、評議員会で情報提供を行っている。また、法制度が変更になったときには、その情報提供を行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	各種危機管理のマニュアルを整備している。事業継続計画については附属病院及び介護老人保健施設では策定・活用しているが、本学ではその策定を検討中である。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス規程等に則り、各種研修等も含めて周知徹底を図るなど、組織的に対応している。また、公益通報窓口を教職員等に公表するとともに、通報者への保護についても関連規程に定め、運用している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	経常費補助金で求められている情報及び情報公開規程に基づき、情報公開が求められている項目は全て公開する方針としている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	財務状況に関してステークホルダーに分かりやすくするため、図を活用する等の工夫をしている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明